

住宅ローンアドバイザー登録(更新)申請のお手続きをされている方で、
登録(更新)料をお振込み後、登録(更新)申請書をご提出されていない方へ

住宅ローンアドバイザーとしてご登録されるには、登録(更新)料のお支払いと登録(更新)申請書の提出をお願いしています。

今般、登録(更新)料をお振込み後、所定の期限内に、登録(更新)申請書の提出をされていない方として確認できた方につきましては、ご登録いただいた連絡先(ご自宅または勤務先)に個別に書面にてお知らせしていますが、お心当たりのある方や、登録(更新)料を振り込んだにもかかわらず、登録者証が届いていない方など、お気づきの場合は、下記までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

①電話番号

6月 3日(月)から6月14日(金)まで 03-3498-5788

6月17日(月)以降 03-3260-7402

②お問い合わせ時間 平日 10:00~16:30 (土日は除く)

(参考)

住宅ローンアドバイザー養成講座を修了(合格)された方の登録申請期限は、修了(合格)された日から1年を経過する日の翌月末としています。

また、登録更新のお手続きは、登録有効期限までお願いしています。ただし、登録有効期限から半年間は猶予期間としています。

*「住宅ローンアドバイザーの登録について」(住宅ローンアドバイザー専用サイト)

: https://www.loan-adviser.jp/howto_regist.do

*「登録・更新について(よくある質問)」(住宅ローンアドバイザー専用サイト)

: https://www.loan-adviser.jp/faq_regist.do